広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・広島簡易裁判所判事　吉岡　茂之
広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる
広島地方裁判所福山支部長を命ずる
広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる
広島家庭裁判所福山支部長を命ずる
福山簡易裁判所判事に補する
福山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事　大浜　寿美
広島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する（以上二月二十八日）
さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補・川越簡易裁判所判事　辻　沙穂里
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
山形家庭裁判所判事補兼山形地方裁判所判事補・鶴岡簡易裁判所判事　海野　泰信
神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・尼崎簡易裁判所判事　中西　大祐
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
大分地方裁判所判事補兼大分家庭裁判所判事補・大分簡易裁判所判事　北島　聖也
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
鳥取地方裁判所判事補兼鳥取家庭裁判所判事補・米子簡易裁判所判事　遠藤　裕樹
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局行政局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
山口家庭裁判所判事補兼山口地方裁判所判事補・下関簡易裁判所判事　栗林　隼
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上三月一日）
判事兼簡易裁判所判事　伊藤　圭子
東京地方裁判所判事に補する（三月二日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　久留米市諏訪野町一三番一から同市諏訪野町字上土橋二四二九番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月七日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二号
(三) 占用を制限する区域　唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三八七番三から同市北波多須恵字前田一〇四七番一三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月七日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

福井労働局最低工賃公示第１号
家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（令和５年福井労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。
令和８年３月６日　福井労働局長　石川　良国

１　適用する家内労働者　福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位	材質	金額
ねじ込み（仮ねじによるものを除く）	座金の組み込み作業を含むもの	丁番	金枠	１か所につき　６円50銭
		丁番を除く		１か所につき　５円50銭
	座金の組み込み作業を含まないもの		チタン	１か所につき　３円50銭
			金枠（チタンを除く）	１か所につき　３円50銭